

令和7年度 体罰防止に向けた取組について

八王子市立たがの杜小中学校（第二小学校）

校長 北川 大樹

1. 体罰の根絶・未然防止に向けた取組の推進

以下の3点について、教員一人ひとり、そして学校組織として何ができるか考え、具体的な取組を推進する。

- (1) 体罰は、体罰を受けた児童の心と体を傷つけ、また周囲の児童の心も傷つける教職員として許されない行為であること、また指導に当たっては、児童の気持ちを理解し、信頼関係のもと、児童の成長のための指導が大切であることを再認識すること。
- (2) 問題となる行動が起こった時など、体罰の起こりやすい状況を想定し、体罰によらない適切かつ毅然とした指導や複数の教職員で対応するなど組織的な指導が行えるよう、教職員一人ひとりが自分の指導を振り返るとともに、学校組織としての指導を見直す機会を計画的に設け、指導力の向上を図ること。
- (3) 日頃から児童生徒や保護者の悩みや不安を積極的に聞き取るとともに、教職員や学校の願いや取組を理解してもらえよう努め、信頼される学校体制を構築すること。

2. 具体的な取組

- (1) 各学期に管理職による服務事故防止研修を実施し、教員自らが日々の指導を振り返り、体罰や不適切な指導によらない指導法や児童への関わり方などについての理解を深める。
- (2) 毎月末に「体罰防止セルフチェックシート」を活用し、教員一人ひとりが自己を振り返るとともに、必要に応じて管理職が指導・助言を行うことで体罰の未然防止に努める。
- (3) 児童の生活指導については、スクールカウンセラー、特別支援教室専門員等との情報交換を密にし、組織的な対応の充実を図る。
- (4) 体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導などが起きないように、指導に当たっては、担任だけでなく、複数の教員で対応する。
- (5) 教員が悩みを抱え込まず、精神的にゆとりを生み出すような職場の雰囲気づくりや教職員同士で注意し合える雰囲気づくりに努める。
- (6) 学校ホームページや学校だより、学年だより等で学校の教育方針を伝え、子供たちの様子を発信する。